

ユニバーサルデザインのまちづくり基本方針改定に伴う実態調査等業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

平成23年に策定した「大田区ユニバーサルデザインのまちづくり基本方針」（以下「基本方針」という。）は、大田区におけるユニバーサルデザインのまちづくりの基盤となる理念を定めている。

現在、ユニバーサルデザインのまちづくりにおいて、ハード面のバリアフリー化等改善が進んでいるところもあるが、多様化が進み、精神障がい・発達障がい・知的障がい・ジェンダーマイノリティの方等が抱える見えない課題、住民の高齢化・障がいの重度化に伴う課題、災害対策等、「新たな課題への対応」が求められている。また、基本方針の策定以降14年経過し、社会状況の変化等により関連法律の改正及び関連計画の改定がされている。

こうした新たな課題への対応や関連法律の改正等により、基本方針についても改定する必要がある。改定に向けては、区民や関係団体を対象に実態調査を実施し、多様化する現在の状況と課題を改めて把握する必要がある。

以上を踏まえ、民間事業者等が有する知識や技術、経験等多くの有益な提案を広く公募し、実態調査等業務委託事業者を公募型プロポーザル方式によって選定する（このプロポーザルにより契約を保障するものではなく、委託先候補者として選定するものである）。

2 委託業務概要

(1) 件名

ユニバーサルデザインのまちづくり基本方針改定に伴う実態調査等業務委託

(2) 業務内容

別紙1「仕様書（案）」のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和8年3月19日まで

(4) 事業費限度額

11,819,000円（税込）

※最低制限価格の設定あり

3 プロポーザル参加資格

次に掲げる要件のすべてに該当する事業者を対象とする。

(1) 東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおける入札参加資格が大田

- 区にあること。
- (2) 共同企業体を構成する場合は、構成する全ての企業がプロポーザル参加資格を有すること。
 - (3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定により、大田区における一般競争入札等の参加を制限されていないこと。
 - (4) このプロポーザル方式実施の告示の日から契約締結の日までのいずれの日においても、大田区競争入札参加資格者指名停止措置要綱の規定に基づく指名停止等期間中でないこと。
 - (5) 大田区契約関係暴力団等排除措置要綱に基づく排除期間中でないこと。
 - (6) 会社更生法、民事再生法等により更生または再生手続開始がなされている者でないこと。
 - (7) 法人税、法人事業税、消費税、地方消費税、所得税、個人事業税、特別区民税等を滞納していないこと。

4 担当課

大田区福祉部福祉管理課（調整担当）

〒144-8621 大田区蒲田五丁目13番14号（大田区役所8階24番窓口）

電話 03-5744-1721 FAX 03-5744-1520

E-mail fukukan@city.ota.tokyo.jp

5 委託事業者選定までのスケジュール（予定）

内容	日程
実施要領公表	令和7年2月12日（水）
応募書類受付期間	令和7年2月12日（水） ～令和7年3月6日（木）17時
質問の受付期間	令和7年2月12日（水） ～令和7年2月19日（水）17時
質問に対する回答	令和7年2月26日（水）以降
一次審査（書類審査）結果通知	令和7年3月18日（火）
二次審査（プレゼンテーション）	令和7年3月24日（月）
二次審査結果通知	令和7年3月下旬～4月上旬予定

※スケジュールは予定のため、変更となる場合がある。

6 応募方法

(1) 提出資料

本プロポーザルへの参加を希望する場合は、以下の応募書類を作成し、来庁する日時を事前連絡のうえ、応募書類受付期間内にすべて紙文書により

提出すること。

- ア 参加申込書（様式1） 1部
 - イ 提案書表紙（様式2） 1部
 - ウ 会社概要書（様式3） 10部
 - エ 業務実績調査書（様式4） 10部（正本1部、副本9部）
本事業に類似する事業の実績等を記入すること。
参加者もしくは参加者を推定できるような文言、社名、代表者、会社ロゴ等を記載しないこと。
 - オ 企画提案書 10部（正本1部、副本9部）
「7 企画提案書の作成」を参照し、作成すること。
 - カ 見積書 1部
「2 委託業務概要（4）事業費限度額」内とすること。
 - キ 東京電子自治体競争入札参加資格審査受付票の写し 1部
 - ク 登記簿謄本（履歴事項全部証明書） 1部
 - ケ 参考見積書（令和8年度） 1部
別紙2「令和8年度仕様書（案）」を参考に作成すること。
※令和7年度の実態調査に引き続いて令和8年度の基本方針改定を委託した場合の参考金額を把握するための資料。ただし、令和8年度の基本方針改定に関する契約を担保するものではなく、今回の審査における直接の評価対象とはしない。
- (2) 応募書類受付期間
令和7年2月12日から令和7年3月6日 17時まで
- (3) 提出先
「4 担当課」宛
- (4) 参加資格の欠格自由
応募書類受付後に、参加資格を満たさないことが判明した場合は、当該応募者に対して書面によりその旨通知する。
- (5) 参加を辞退する場合
応募書類提出後に辞退する場合には、電話にて事前連絡のうえ、参加取下願（様式5）を持参すること。

7 企画提案書の作成

- (1) 業務の趣旨、内容
別紙1「仕様書（案）」参照
- (2) 企画提案書の作成要領
 - ア 様式は任意とする。なお、企画提案書の枚数は直接の評価対象としない。

イ 参加者もしくは参加者を推定できるような文言、社名、代表者、会社ロゴ等を記載しないこと。

ウ 次の内容を次の順番で記載すること。

No.	項目	内容
1	本業務の受託に関する基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none">・ユニバーサルデザインのまちづくりにおける課題認識・目的達成に向けた取組方針
2	業務執行に係ること	<ul style="list-style-type: none">・人員配置計画及び大田区との連絡体制・業務責任者の実績、従事者の実績・業務遂行の流れ、スケジュール・個人情報の管理体制
3	アンケート調査に関すること	以下の項目について具体的に提案すること <ul style="list-style-type: none">・ユニバーサルデザインのまちづくりにおける新たな課題及び多様化する課題を把握するためのアンケート調査項目等の考え方・アンケート調査を実施するにあたっての留意点や工夫
4	ヒアリング調査に関すること	<ul style="list-style-type: none">・ヒアリング調査における調査項目等の考え方・アンケート調査では把握できない課題を把握するための工夫
5	基本方針改定に向けた支援に関すること	<ul style="list-style-type: none">・基本方針改定に向けた支援方針

8 実施要領等に関する質問の受付及び回答

本業務の内容、企画提案書の作成等プロポーザルに関する質問は、以下のとおり提出すること。

(1) 提出方法

質問票（様式6）を上記「4 担当課」宛に電子メールで提出すること。件名に「ユニバーサルデザインのまちづくり基本方針改定に伴う実態調査等業務委託質問事項【事業者名】」と記載し、本文に事業者名、担当者名、電話番号を記載すること。

なお、メール送信後、着信の確認を行うこと。

(2) 質問の受付期間

令和7年2月12日から令和7年2月19日17時まで

(3) 質問への回答

質問書に対する回答は、一覧化し、以下のとおり閲覧に供する。
なお、個別対応不可とし、回答公表時、質問者名は非公開とする。

ア 公開場所

大田区ホームページ (<https://www.city.ota.tokyo.jp>)

イ 公開期間

令和7年2月26日(水)以降

9 審査方法

(1) 第一次審査(書類審査)

参加資格を有する事業者の提案書等を審査し、原則3社以内を選定する。
第一次審査結果は、参加事業者に対して書面及び電子メールで通知する。

(2) 第二次審査(プレゼンテーション及びヒアリング)

書類審査を通過した事業者について、プレゼンテーション及びヒアリング審査を行う。

なお、当該審査に出席しない場合は参加意思がないものとみなし、原則として選定しない。ただし、病気、交通機関の事故等真にやむを得ない理由で出席できない場合にはこの限りではない。この場合は、理由を文書にて提出すること。

ア 当該審査は令和7年3月24日に、大田区内で開催を予定している。詳細については該当事業者に別途通知する。

イ 当該審査における説明は、提出済みの企画提案書に加え、A4版またはA3判1枚(両印刷可)を当日の追加資料として委員に配布することができる。

なお、提案者を特定できる内容について発言してはならない。

ウ 説明者は当委託業務の実務担当者が行うこととする。

エ 説明時間は15分、質疑応答は15分程度とする。

10 評価内容

以下の評価項目にて、「ユニバーサルデザインのまちづくり基本方針改定に伴う実態調査等業務委託事業者選定委員会」(以下「選定委員会」という。)が評価、選定を行う。

(1) 一次審査(書類審査)の評価項目は次のとおりとする。

	評価項目	審査内容
1	業務実績	<ul style="list-style-type: none">ユニバーサルデザインのまちづくりの実態調査に関して、他自治体での実績は豊富かその他同種・類似の計画策定など、十分な実績があるか

2	業務委託に関する基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・ユニバーサルデザインのまちづくりについての知識・情報が十分にあるか ・課題に対し効果的な取り組み方針が示されているか
3	業務の執行に係ること	<ul style="list-style-type: none"> ・担当者数の十分な確保を含め、業務委託を遂行する組織体制は十分か ・担当者の経歴や実績は十分か ・遂行スケジュールに無理がないか ・個人情報保護への配慮は適切か
4	アンケートの調査に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな課題及び多様化する課題等を把握するため、調査項目・調査対象者・調査方法を工夫しているか
5	ヒアリング調査に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケート調査では把握できない課題等を把握するための工夫があるか
6	基本方針改定に向けた支援に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・基本方針改定につながる提案がされているか

(2) 二次審査(プレゼンテーション及びヒアリング)の評価項目は次のとおりとする。

- ア プレゼンテーション
- イ 質疑応答
- ウ 全体評価

11 選定結果の通知・公表

- (1) 選定委員会において、第一次、第二次審査を経て企画内容を総合的に判断し、本業務に最も適した候補者を1社選定する。
- (2) 選定結果は、参加事業者に対し書面及び電子メールにて通知し、大田区ホームページで公表する。(令和7年3月下旬～4月上旬発送予定)。
なお、選定結果内容についての質問は一切受け付けない。

12 契約手続き

選定委員会が候補者として選定した事業者を契約予定事業者とし、業務詳細(仕様内容等)について協議を行い、業務の発注が整った段階で、契約手続きを開始する。

なお、契約予定事業者から何らかの理由により契約を行えなかった場合、次点の事業者を契約予定事業者とする。

13 その他

- (1) プロポーザルに係る一切の経費は、参加事業者の負担とする。
- (2) 参加事業者は、提出した提案書等を大田区の了解なく、公表、使用してはならない。
- (3) 参加事業者は、提案書等に記載した実施体制・担当者を特別の理由がある場合を除き変更できない。
- (4) 大田区は、企画概要について必要に応じて公表することがある。
- (5) 参加事業者は、提案書等作成のために大田区から受領した資料を大田区の許可なく公表、使用してはならない。
- (6) 本件委託の履行に伴い発生する成果物に対する著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む）は、すべて大田区に帰属する。
- (7) 提案内容に含まれる特許権等日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた一切の責任は、参加事業者が負う。